



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



今年もイルミネーションが街を彩る時期となりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

平成最期の年末を迎えようとしています。今年は、働き方改革関連法案が成立、国は大手企業に行政手続きの電子申請化を義務付けていくとの方針や、改正入管法の可決成立など、いろんな分野で転換、その動きが加速していきそうです。情報に敏感になり、遅れないようにしないと思っていますが、若い頃と比べると、そういった反応も正直面倒に感じてしまいますね…。時代に取り残されないように頑張らないと(笑)

今年もあとわずか。皆さまよいお年をお迎えくださいませ。

\*職場で役立つ心理学\*

～小刻みにテーブルを叩くしぐさ～



会話中に相手が指でテーブルの上を小刻みに叩いていたら、何となく気になります。テーブルの上に置いてあるコーヒーカップや灰皿に必要以上に触れたり移動させたりする、また、ペンの芯をカチカチと出したり引っ込めたりなども。これらのしぐさは、まさに相手の話を聞きたくない、早く終わらせたいというサインなのです。音を出してあなたの話を妨害しようという思いや、あなたの話に関心がないという意思表示が無意識に働いていると考えられます。

逆に聞く前に、相手が二人の間に置いてあるこれらのものをきれいに片づけたとすると、風通しをよくしてあなたとしっかりと向き合いますよ、というポジティブな気持ちの表れといえます。

★12月のお仕事カレンダー



12/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付(2019年1月4日まで)
- 10月決算法人の確定申告と納税・翌年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

★トピックス★



【平成30年から新設】年末調整「配偶者控除等申告書」の書き方

この時期、年末調整の真ただ中で、ご担当者様はお忙しく過ごされているかと思えます。今年から新設された「配偶者控除申告書」は慣れないこともあり、困惑されている方も多いでしょう。今一度、書き方を確認しましょう。

まず、次のいずれかに該当する方は配偶者控除等申告書を勤務先へ提出する必要はありません。

- ・配偶者がいない。
- ・自分の所得金額が10,000,000円(給与のみの場合は給与収入が12,200,000円)を超える。
- ・配偶者の所得金額が1,230,000円(給与のみの場合は給与収入が2,015,999円)を超える。

- ①自分の氏名、住所を記入。
- ②「あなたの合計所得金額(見積額)」を記入する。
- ③「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に②の合計見積額を転記する。
- ④「配偶者の合計所得金額(見積額)」を記入する。
- ⑤「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に④の合計見積額を転記する。
- ⑥「配偶者控除額」と「配偶者特別控除額」を計算し、どちらかの控除額を記入する。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

1: 氏名、住所欄

2: あなたの合計所得金額(見積額)欄

3: あなたの本年中の合計所得金額の見積額欄

4: 配偶者の合計所得金額(見積額)欄

5: 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額欄

6: 配偶者控除額・配偶者特別控除額欄

**\* 働き方改革関連法 \***  
**同一労働同一賃金に関する指針案ポイント**

同一労働同一賃金に関する指針の案などについて、労政審が妥当と答申しました。平成 30 年 11 月 27 日に開催された「第 15 回労働政策審議会 雇用・環境均等分科会 同一労働同一賃金部会」において、正社員と非正規労働者の不合理な待遇格差を是正する「同一労働同一賃金」に関する指針の案などが提示されました。

厚生労働省は、それらについて諮問を行い、労働政策審議会が「おおむね妥当」と答申しました。これで、内容はほぼ固まったということになります。以下で、指針のポイントを紹介します。

一 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案（いわゆる同一労働同一賃金ガイドラインの案）のポイント 一

＜指針の趣旨など＞

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものか否か等の原則となる考え方及び具体例を待遇ごとに示すものです。

（従来から案は示されていましたが、最近の判例などの動向に配慮して、必要な事項の追加などが図られています。）

- 基本給、賞与は、職業経験や能力、貢献などに基づく相違を認めることとし、具体例が示されています（相違に応じた支給が必要）。
- 通勤手当、出張旅費、食事手当などの各種手当、休憩室、更衣室、社宅の利用などの福利厚生については、基本的に待遇差は認めないこととし、具体例が示されています。  
一方、退職手当、住宅手当、家族手当などについては、この指針に原則的な考え方や具体例が示されていませんが、「具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。」としています。
- 定年後に再雇用された非正規の待遇については、年金支給などを考慮し格差を事実上容認した6月の最高裁判決（長澤運輸事件）を踏まえ、「さまざまな事情が総合的に考慮され、不合理か否かが判断される」としています。
- 不合理な待遇の相違の解消等を行うに当たって、基本的に、労使で合意することなく通常の労働者の待遇を引き下げることにについて、「望ましい対応とはいえない」と明記されています。

同一労働同一賃金は、働き方改革関連法の柱の一つで、2020 年度（派遣事業主以外の中小企業は 2021 年度）から施行されることになっています。上記の指針（ガイドライン）の適用は、その施行に合わせたものとなりますが、近く正式に決定され、公布されることになると考えられます。施行・適用までに若干の期間がありますが、その間に内容を確認し、対策を取っておく必要があるでしょう。

**\*マイナンバーも安心！**  
**弊所は電子申請でお手続きしています\***

**\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\***

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

